

ご存知
ですか？

やまがた暮らし 移住希望登録

「やまがた暮らし移住希望登録」は、県外から山形県への移住を検討されている方を対象とした登録制度です。

ご登録いただくことにより、山形県が実施する様々な移住支援制度を活用できるようになるほか、移住支援や移住イベント等のお得な情報が届くようになります。

【「やまがた暮らし移住希望登録」に登録すると活用できる支援制度】

※以下は令和7年度の内容です。令和8年1月1日以降に移住された方は、内容が異なる可能性があります。

- ・食の支援（米・味噌・醤油を支給）
- ・住まいの支援（賃貸住宅の家賃を1万円／月 × 24か月分補助）
- ・若者世帯・子育て世帯移住支援金（最大40万円支給）

※既に山形県内在住（移住済）の方は登録できません。

※転勤・出向・派遣・進学のための移動（転入）の方は登録できません。

※支援を受けるには、一定の要件があります。

登録はこちらから

転入日の前日までにご登録ください！



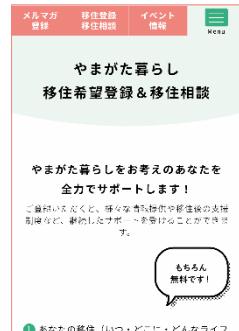
山形県移住支援事業の申込の流れ

STEP1 転入日の前日までに

「やまがた暮らし移住希望登録」に登録

移住支援や移住イベント等のお得な情報が届きます!!

※ 登録後、STEP 3のウェブ回答用URLが自動返信されますので、届いたメールは削除せずに保存しておいてください。



登録はこちらから

STEP2 各市町村で転入手続き

STEP3 「移住完了アンケート」に回答

回答いただいた翌日以降に、STEP 4の
ウェブ申請用URLをメールにてお送りします。

STEP4 書類を準備して申請

※以下は令和7年度の内容です。R8.1.1以降に転入された方は、支援内容が異なる可能性があります。

食の支援



米味噌醤油
を支給



住まいの支援



家賃を最大で
24か月分補助



若者世帯・子育て 世帯支援



対象世帯に
支援金を支給



【主な対象要件】※下記の他、各事業のHPをご覧ください

- ・ 山形県内市町村への定住の意思がある
- ・ 転勤、出向、派遣又は進学による移住ではない
- ・ 山形県への移住日（住民票の転入日）が
令和7年1月1日～令和7年12月31日である

※令和8年1月1日以降に移住された方は、令和8年度支援の対象となる予定です。

令和8年度支援の内容や対象要件は、令和8年4月下旬以降に、山形県移住ポータルサイト
「やまがたごこち」にて公表予定です。

なお、「やまがた暮らし移住希望登録」登録者の皆様には、メールにてご連絡します。